

新報

島根県教育庁
隠岐教育事務所

隠岐の島 瀬戸内 24
電話 2-9772

年頭所感

所長 有木健二

平成三十年が始まりました。本年も皆様方にとりまして幸多き年でありますことをお祈りいたします。また、各学校の児童生徒だけでなく、地域の方々の方々の一層のご活躍をお祈りいたします。

新年を迎え、初詣をされた方も多いと思います。私は自分のことや家族のこと、健康に仕事に：年を追うごとに願いたい事が多くなり新年早々反省したところです。考えてみると、

願い事の成就を神仏に祈っているのですが、実は言葉にして祈ることにより、自らの願いや課題、すべきことが明確になったことに気がきます。新年を機会に神仏に手を合わせて祈るといふ行為は、即ち、自らを問う行為であり、願いを叶えるのは自分自身の在りようなのだと思改めて感じた初詣でした。

問自答します。「大切なものは見よう」といふ言葉があります。見えるものだけに目を奪われるのではなく、日常の中にある目に見えない価値に意識的に目を向けたいものです。世の中の変化に伴い、教育の内容や方法にも変化が求められる昨今、一見、変化するものだけが強調されがちですが、しかし、学校教育においても社会教育においても実は変化するのは全体の一部であり、教育の大部分は変わることはない脈々とした営みであることを忘れてはなりません。

心の涵養、社会性・人間関係の育成、教師の一生懸命な姿、一斉指導の質の高さなどは変わることはない価値です。また、社会教育における地域づくり・人づくり、有形無形の文化財の保護や継承、学校と社会の連携なども同様先達から受け継がれている大切な営みです。



変革が叫ばれる今、その対応のみに追われるのではなく、変化すべきことと変化してはならないことを見極め、隠岐の教育の変わりぬ価値、日々の営みの中にある大切なものを再認識する機会にしたいものです。

わたしぶね

児童手当について

二月は、児童手当の支給月です。児童手当は、他の手当と異なり、年三回支給されます。

■支給月■

- 二月：十月～一月分
- 六月：二月～五月分
- 十月：六月～九月分

■支給要件■

十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（中学三年生までの児童）を養育している方に支給されます。その他所得制限等の支給要件もあります。

支給要件を満たしていれば、認定の請求をした日の属する月の翌月から支給開始となりますので、お子さんが生まれた時などは、お

早めに事務職員の方にご相談下さい。

■支給月額■

- ①三歳未満 一万五千元
- ②三歳～小学校修了前まで 第一子、第二子 一万円 第三子以降 一万五千元
- ③小学校修了後～中学校修了前まで 一万円

※①の区分：三歳の誕生日分まではこの区分

※②の区分：十八歳の年度末までの間にある子の年齢の大きいものから

「第一子、第二子」、「第三子以降」と数える。

例えば三人兄弟（大小学一年、中学二年、小学四年）の場合、手当額は月額二万円となり、二月の支給額は八万円となります。

受給対象の方は、二月分給与明細の手当額については是非試算してみして下さい。

（総務課 宮原）